

令和7年度 財政援助団体等監査報告書

令和7年11月27日提出

第1 監査の基準

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める監査の実務ガイドラインに準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

1 所管部局及び対象団体

(1) 所管部局 市民部市民福祉課

(2) 対象団体 社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会（財政援助団体等）

2 対象項目

令和4年度から令和6年度（3カ年）における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行。

(1) 財政援助団体監査

「社協法人運営費補助金」

(2) 公の施設の指定管理者監査

「壱岐市地域福祉活動拠点施設指定管理料（4施設分）」

第4 監査の主な着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

ア 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

オ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

エ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

オ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部局関係

ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

イ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

ウ 事業報告書の点検は適切になされているか。

エ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に關し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

第5 監査の実施内容

1 監査の期間 令和7年10月1日から11月27日

予備監査 令和7年10月20日

本監査 令和7年11月5日～11月6日

2 実施場所 郷ノ浦庁舎第2応接室、壱岐市社会福祉協議会会議室

3 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治

4 監査の手続

所管部局及び対象団体から提出及び提示を求めた資料に基づき、所属長等より説明を受け、関係帳簿及び証憑書類等の照合、閲覧、確認の手続きを取り、試査により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指導事項等を除き、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

しかしながら、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項に定める社会福祉法人を対象に実施する指導監査に関し、壱岐市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日告示第102号）が制定されているが、当該監査が実施されていない状況である。

社会福祉事業の多くは、壱岐市社会福祉協議会への委託等により地域福祉事業を運営されている。適正な法人運営が図られるよう、市は必要な助言・指導を行うため、壱岐市社会福祉法人指導監査実施要綱により指導監査を実施し、法人運営及び事業等の経営確保を図る必要があると考える。

1 財政援助団体監査 「社協法人運営費補助金」

(1) 所管部局 市民部市民福祉課

【指導事項】

ア 補助金の交付基準について

社協法人運営費補助金の補助対象については、令和4年度予算要望時の協議資料によると、対象団体の運営に関わる職員の人事費を補助対象とする内容の協議がなされ、3ヵ年同額の補助金が交付されている。

令和4年4月28日付の補助金交付決定通知書では、「交付決定の内容」で「この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、令和4年4月25日付4壱社本第59号で申請のあった申請書記載のとおりとする。」とある。

これは、「令和4年度サービス区分資金収支予算書」に示す配分であり、支出の配分では人事費支出、事業費支出、事務費支出とあり、市が人事費部分を補助対象とするとした算出との配分が不明確である。

当該補助金については、毎年同様の取扱がなされており、補助の条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等の明確な基準がない。

所管部局においては早急に補助金交付要綱を制定のうえ、基準に基づく補助金の交付を行うべきである。

イ 補助対象項目について

人事費支出の中で退職給付、事業費支出の中で福利厚生費の慶弔費・交流会費、職員被服費、涉外費の交際費・慶弔費（支所含む）・災害見舞金等は、補助対象項目としては、適切ではないと考えられるので、対象団体に対し適正な指導を行うべきである。

ウ 補助金の額の確定について

補助金の額については、補助対象年度の初めに決定され、精算手続等はなされていないが、対象団体からの実績報告書提出時、所管部局は仕訳伝票や総勘定元帳の確認を行っていないため、実際に帳簿及び支払を証する書類の確認を行い補助金の額の確定を行うべきである。

(2) 対象団体 壱岐市社会福祉協議会

【意見】

社協法人運営費補助金の補助対象項目の解釈について、所管部局と認識が相違する点があるため、双方協議による共通理解のうえ、基準に基づく補助金申請を行っていただきたい。

2 公の施設の指定管理者監査 「壱岐市地域福祉活動拠点施設指定管理料（4施設分）」

(1) 所管部局 市民部市民福祉課

【指導事項】

ア 指定管理料の算定項目について

人件費支出の中で退職給付支出があるが、算定項目としては適切でないと考えられるので、対象団体に対し適正な指導を行うべきである。

イ 月例報告書の提出について

壱岐市地域福祉拠点施設の管理業務に関する協定書第16条に規定する「月例報告書」について、毎月の報告に遅延が見受けられるので、対象団体に対し指導を行い、適正に点検を行うべきである。

(2) 対象団体 壱岐市社会福祉協議会

【特記事項なし】

第7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指導事項のみ）は、令和8年5月26日（火）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。